

議案第 6 号

木古内町多目的活性化施設設置条例制定について

木古内町多目的活性化施設設置条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 9 月 14 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町多目的活性化施設設置条例

(目的)

第1条 木古内町民及び一次産業者が相互の交流・情報拠点・研修・文化の向上の場を供し、もって地域連帯感の醸成、福祉の増進を図るため木古内町多目的活性化施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 木古内町多目的活性化施設

位置 木古内町字新道2番地1

(管理)

第3条 施設の管理は、木古内町が管理する。

(使用者の範囲)

第4条 使用者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 木古内町に住所を有する者
- (2) 一次産業に従事している者
- (3) その他町長が適当と認める者

(使用の許可)

第5条 施設を使用するときは、別に定める手続により使用許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 次の各号に該当するときは、町長はその使用の条件を変更し、又は使用の停止、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例に違反したとき。
- (3) 公益上、やむを得ない事由があるとき。

(使用料)

第7条 使用料は別表により使用許可する際に徴収する。

2 木古内町民及び一次産業者が相互の交流・情報拠点・研修・文化の向上に必要な研修、その他公用又は公益的な事業のために使用する場合は、減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その金額の全

部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責任でない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用者の責任でない理由により使用3日前までに許可の取り消し、又は変更の申し出があった場合

(損害賠償)

第9条 使用者が建物又は附属物、器具等を損傷若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、これを免除又は減免することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

別表

木古内町多目的活性化施設使用料

区分	使用時間	使用料金				超過料金
		午前	午後	夜間	全日	8:30前 22:00後
	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00	8:30～ 22:00		
会議室		210	260	310	520	1時間につき全 日料金の10分 の1加算

暖房を使用したときは、210円、全日の場合は、620円を加算する。